

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第二十三（第二十一条関係）

昇格時号給対応表

イ・ロ（略）

ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
74	<u>41</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
75	<u>42</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
76	<u>42</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
77	<u>43</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
78	<u>43</u>	(略)	(略)	(略)	
79	<u>44</u>	(略)	(略)	(略)	
80	<u>44</u>	(略)	(略)	(略)	
81	45	(略)	(略)	(略)	
82	46	(略)	(略)	(略)	
83	47	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

改正前

別表第二十三（第二十一条関係）

昇格時号給対応表

イ・ロ（略）

ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
74	<u>42</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
75	<u>43</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
76	<u>44</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
77	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
78	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)	
79	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	
80	46	(略)	(略)	(略)	
81	47	(略)	(略)	(略)	
82	47	(略)	(略)	(略)	
83	48	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

二 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
59	<u>45</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
61	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
62	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
63	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
64	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
65	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
66	<u>48</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
67	<u>48</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
68	<u>48</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
69	<u>49</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
70	<u>50</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
71	<u>51</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
91	<u>61</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
93	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
94	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
95	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
96	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
97	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
98	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
99	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
100	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
59	<u>46</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
61	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
62	<u>47</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
63	<u>48</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
64	<u>48</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
65	<u>49</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
66	<u>49</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
67	<u>50</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
68	<u>50</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
69	<u>51</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
70	<u>51</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
71	<u>52</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
91	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
93	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
94	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
95	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
96	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
97	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
98	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
99	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
100	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

104	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	
105	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	
106	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	
107	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
111	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
112	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
113	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
114	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
118	<u>67</u>	(略)	(略)		
119	<u>67</u>	(略)	(略)		
120	<u>67</u>	(略)	(略)		
121	<u>67</u>	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
125	<u>68</u>	(略)	(略)		
(略)		(略)	(略)		

104	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
105	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
106	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
107	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
111	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)	
112	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)	
113	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)	
114	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
118	<u>68</u>	(略)	(略)		
119	<u>68</u>	(略)	(略)		
120	<u>68</u>	(略)	(略)		
121	<u>68</u>	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
125	<u>69</u>	(略)	(略)		
(略)		(略)	(略)		

ホ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
67	(略)	<u>25</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
69	(略)	<u>26</u>	(略)	(略)
70	(略)	<u>26</u>	(略)	(略)
71	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
72	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
73	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
74	(略)	<u>28</u>	(略)	
75	(略)	<u>28</u>	(略)	
76	(略)	<u>28</u>	(略)	
77	(略)	<u>29</u>	(略)	
78	<u>37</u>	<u>30</u>	(略)	
79	<u>38</u>	<u>31</u>	(略)	
80	<u>38</u>	(略)	(略)	
81	<u>39</u>	(略)	(略)	
82	<u>39</u>	(略)	(略)	
83	<u>40</u>	(略)	(略)	
84	<u>40</u>	(略)	(略)	
85	<u>41</u>	(略)	(略)	
86	<u>42</u>	(略)	(略)	
87	<u>43</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
90	<u>45</u>	(略)		
91	<u>46</u>	(略)		
92	<u>46</u>	(略)		
93	<u>47</u>	(略)		
94	<u>47</u>	(略)		

ホ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
67	(略)	<u>26</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
69	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
70	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
71	(略)	<u>28</u>	(略)	(略)
72	(略)	<u>28</u>	(略)	(略)
73	(略)	<u>29</u>	(略)	(略)
74	(略)	<u>29</u>	(略)	
75	(略)	<u>30</u>	(略)	
76	(略)	<u>30</u>	(略)	
77	(略)	<u>31</u>	(略)	
78	<u>38</u>	<u>31</u>	(略)	
79	<u>39</u>	<u>32</u>	(略)	
80	<u>40</u>	(略)	(略)	
81	<u>41</u>	(略)	(略)	
82	<u>41</u>	(略)	(略)	
83	<u>42</u>	(略)	(略)	
84	<u>42</u>	(略)	(略)	
85	<u>43</u>	(略)	(略)	
86	<u>43</u>	(略)	(略)	
87	<u>44</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
90	<u>46</u>	(略)		
91	<u>47</u>	(略)		
92	<u>48</u>	(略)		
93	<u>49</u>	(略)		
94	<u>50</u>	(略)		

95	<u>48</u>	(略)		
96	<u>48</u>	(略)		
97	<u>49</u>	(略)		
98	<u>50</u>	(略)		
99	<u>51</u>	(略)		
100	<u>52</u>	(略)		
101	<u>53</u>	(略)		
102	<u>54</u>	(略)		
103	<u>55</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)		
107	<u>57</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)		
109	<u>58</u>	(略)		
110	<u>58</u>	(略)		
111	<u>59</u>	(略)		
112	<u>59</u>	(略)		
113	<u>59</u>	(略)		
114	<u>60</u>	(略)		
115	<u>60</u>	(略)		
116	<u>60</u>	(略)		
117	<u>61</u>	(略)		
118	<u>61</u>	(略)		
119	<u>62</u>	(略)		
120	<u>62</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)		

95	<u>51</u>	(略)		
96	<u>52</u>	(略)		
97	<u>53</u>	(略)		
98	<u>53</u>	(略)		
99	<u>54</u>	(略)		
100	<u>54</u>	(略)		
101	<u>55</u>	(略)		
102	<u>55</u>	(略)		
103	<u>56</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)		
107	<u>58</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)		
109	<u>59</u>	(略)		
110	<u>59</u>	(略)		
111	<u>60</u>	(略)		
112	<u>60</u>	(略)		
113	<u>61</u>	(略)		
114	<u>61</u>	(略)		
115	<u>61</u>	(略)		
116	<u>62</u>	(略)		
117	<u>62</u>	(略)		
118	<u>62</u>	(略)		
119	<u>63</u>	(略)		
120	<u>63</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)		

～ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)
46	25	(略)	(略)
47	26	(略)	(略)
48	26	(略)	(略)
49	27	(略)	(略)
50	27	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
52	28	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
56	29	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
60	30	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
64	31	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)
備考 (略)

～ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)
46	26	(略)	(略)
47	27	(略)	(略)
48	28	(略)	(略)
49	28	(略)	(略)
50	28	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
52	29	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
56	30	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
60	31	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
64	32	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)
備考 (略)

ハ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特 2 級からの降格の場合	3 級からの降格の場合		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
41	<u>74</u>	(略)	(略)	(略)	
42	<u>76</u>	(略)	(略)	(略)	
43	<u>78</u>	(略)	(略)	(略)	
44	<u>80</u>	(略)	(略)	(略)	
45	<u>81</u>	(略)	(略)	(略)	
46	<u>82</u>	(略)	(略)	(略)	
47	<u>83</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

ハ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特 2 級からの降格の場合	3 級からの降格の場合		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
41	<u>73</u>	(略)	(略)	(略)	
42	<u>74</u>	(略)	(略)	(略)	
43	<u>75</u>	(略)	(略)	(略)	
44	<u>76</u>	(略)	(略)	(略)	
45	<u>78</u>	(略)	(略)	(略)	
46	<u>80</u>	(略)	(略)	(略)	
47	<u>82</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

二 教育職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	<u>59</u>	(略)	(略)	(略)	
46	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	
47	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)	
48	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)	
49	<u>69</u>	(略)	(略)	(略)	
50	<u>70</u>	(略)	(略)	(略)	
51	<u>71</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
61	<u>91</u>	(略)	(略)	(略)	
62	<u>94</u>	(略)	(略)	(略)	
63	<u>97</u>	(略)	(略)	(略)	
64	<u>100</u>	(略)	(略)	(略)	
65	<u>107</u>	(略)	(略)	(略)	
66	<u>114</u>	(略)	(略)	(略)	
67	<u>121</u>	(略)	(略)	(略)	
68	<u>125</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

二 教育職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	<u>58</u>	(略)	(略)	(略)	
46	<u>60</u>	(略)	(略)	(略)	
47	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	
48	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)	
49	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)	
50	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)	
51	<u>70</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
61	<u>90</u>	(略)	(略)	(略)	
62	<u>92</u>	(略)	(略)	(略)	
63	<u>94</u>	(略)	(略)	(略)	
64	<u>96</u>	(略)	(略)	(略)	
65	<u>103</u>	(略)	(略)	(略)	
66	<u>110</u>	(略)	(略)	(略)	
67	<u>117</u>	(略)	(略)	(略)	
68	<u>124</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

ホ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	(略)	<u>67</u>	(略)	(略)
26	(略)	<u>70</u>	(略)	(略)
27	(略)	<u>73</u>	(略)	(略)
28	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
29	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)
30	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
31	(略)	<u>79</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
37	<u>78</u>	(略)	(略)	(略)
38	<u>80</u>	(略)	(略)	(略)
39	<u>82</u>	(略)	(略)	(略)
40	<u>84</u>	(略)	(略)	(略)
41	<u>85</u>	(略)	(略)	(略)
42	<u>86</u>	(略)	(略)	(略)
43	<u>87</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	<u>90</u>	(略)	(略)	(略)
46	<u>92</u>	(略)	(略)	(略)
47	<u>94</u>	(略)	(略)	(略)
48	<u>96</u>	(略)	(略)	(略)
49	<u>97</u>	(略)	(略)	(略)
50	<u>98</u>	(略)	(略)	(略)
51	<u>99</u>	(略)	(略)	(略)
52	<u>100</u>	(略)	(略)	(略)
53	<u>101</u>	(略)	(略)	(略)
54	<u>102</u>	(略)	(略)	(略)
55	<u>103</u>	(略)	(略)	(略)

ホ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	(略)	<u>66</u>	(略)	(略)
26	(略)	<u>68</u>	(略)	(略)
27	(略)	<u>70</u>	(略)	(略)
28	(略)	<u>72</u>	(略)	(略)
29	(略)	<u>74</u>	(略)	(略)
30	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
31	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
37	<u>77</u>	(略)	(略)	(略)
38	<u>78</u>	(略)	(略)	(略)
39	<u>79</u>	(略)	(略)	(略)
40	<u>80</u>	(略)	(略)	(略)
41	<u>82</u>	(略)	(略)	(略)
42	<u>84</u>	(略)	(略)	(略)
43	<u>86</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	<u>89</u>	(略)	(略)	(略)
46	<u>90</u>	(略)	(略)	(略)
47	<u>91</u>	(略)	(略)	(略)
48	<u>92</u>	(略)	(略)	(略)
49	<u>93</u>	(略)	(略)	(略)
50	<u>94</u>	(略)	(略)	(略)
51	<u>95</u>	(略)	(略)	(略)
52	<u>96</u>	(略)	(略)	(略)
53	<u>98</u>	(略)	(略)	(略)
54	<u>100</u>	(略)	(略)	(略)
55	<u>102</u>	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	<u>107</u>	(略)	(略)	(略)
58	<u>110</u>	(略)	(略)	(略)
59	<u>113</u>	(略)	(略)	(略)
60	<u>116</u>	(略)	(略)	(略)
61	<u>118</u>	(略)	(略)	(略)
62	<u>120</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	<u>106</u>	(略)	(略)	(略)
58	<u>108</u>	(略)	(略)	(略)
59	<u>110</u>	(略)	(略)	(略)
60	<u>112</u>	(略)	(略)	(略)
61	<u>115</u>	(略)	(略)	(略)
62	<u>118</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

へ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
(略)	(略)	(略)	(略)
25	<u>46</u>	(略)	(略)
26	<u>48</u>	(略)	(略)
27	<u>50</u>	(略)	(略)
28	<u>52</u>	(略)	(略)
29	<u>56</u>	(略)	(略)
30	<u>60</u>	(略)	(略)
31	<u>64</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)

へ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
(略)	(略)	(略)	(略)
25	<u>45</u>	(略)	(略)
26	<u>46</u>	(略)	(略)
27	<u>47</u>	(略)	(略)
28	<u>51</u>	(略)	(略)
29	<u>55</u>	(略)	(略)
30	<u>59</u>	(略)	(略)
31	<u>63</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十九条 現に職員である者が、級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、又は同表に異なる資格の定めのある試験若しくは職種欄に属する職に異動した結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったときは、前条の規定にかかわらずその資格に応じた職務の級に昇格させることができる。</p>	<p>第十九条 現に職員である者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、前条の規定にかかわらずそれぞれの資格に応じた職務の級に昇格させることができる。</p> <p>一 級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、又は同表に異なる資格の定めのある試験若しくは職種欄に属する職に異動した結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至ったとき</p> <p>二 昇任に係る選考資格認定試験に合格し、上位の職に昇任するに至ったとき</p>

第三条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第十四（第十条関係） 行政職給料表初任給基準表 (略)</p> <p>備考 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。</p> <p>別表第十五（第十条関係） 公安職給料表初任給基準表</p> <table border="1" data-bbox="586 268 689 759"> <tr> <td>試験</td> <td>学歴免許</td> <td>初任給</td> </tr> <tr> <td>高校卒業程度</td> <td></td> <td>一級七号給</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高校卒</td> <td>一級三号給</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p>	試験	学歴免許	初任給	高校卒業程度		一級七号給	その他	高校卒	一級三号給	<p>別表第十四（第十条関係） 行政職給料表初任給基準表 (略)</p> <p>備考 試験欄の「正規の試験」及び「その他の区分並びに「正規の試験」の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。</p> <p>別表第十五（第十条関係） 公安職給料表初任給基準表</p> <table border="1" data-bbox="586 831 689 1323"> <tr> <td>試験</td> <td>学歴免許</td> <td>初任給</td> </tr> <tr> <td>高校卒業程度</td> <td></td> <td>一級五号給</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	試験	学歴免許	初任給	高校卒業程度		一級五号給	備考 (略)		
試験	学歴免許	初任給																	
高校卒業程度		一級七号給																	
その他	高校卒	一級三号給																	
試験	学歴免許	初任給																	
高校卒業程度		一級五号給																	
備考 (略)																			

附則

(施行期日等)

第一条 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 平成三十一年四月一日からこの規則の公布の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

第三条 この規則の公布の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（給料の特例）

第四条 平成三十一年四月一日からこの規則の公布の日の前日までの間において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年広島県人事委員会規則第二号）附則第四条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第五十八号）附則第三条第二項若しくは第三項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第五十九号）附則第三条第二項若しくは第三項の規定による給料については、同規則附則第四条又は第五条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第五条 平成三十一年四月一日からこの規則の公布の日の前日までの間において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第十号）附則第十一条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第二項若しくは第三項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三条第二項若しくは第三項の規定による給料については、同規則附則第十一条又は第十二条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。